

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質と関係する基準値等の一覧表

	項 目	土壤汚染対策法			地下水 環境基準 (mg/L)	水道水質基準 (mg/L)	地下水汚染の 到達距離 (m)	自然由来特例 区域対象
		含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)				
特 定 有 害 物 質	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	四塩化炭素	——	0.002以下	0.02以下	0.002以下	概ね1,000	
		1,2-ジクロロエタン	——	0.004以下	0.04以下	0.004以下	概ね1,000	
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	——	0.1以下	1以下	0.1以下	概ね1,000	
		1,2-ジクロロエチレン※ ¹	——	0.04以下	0.4以下	0.04以下	概ね1,000	
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	——	0.002以下	0.02以下	0.002以下	概ね1,000	
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	——	0.02以下	0.2以下	0.02以下	概ね1,000	
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	——	0.01以下	0.1以下	0.01以下	概ね1,000	
		1,1,1-トリクロロエタン	——	1以下	3以下	1以下	概ね1,000	
		1,1,2-トリクロロエタン	——	0.006以下	0.06以下	0.006以下	概ね1,000	
		トリクロロエチレン	——	0.01以下	0.1以下	0.01以下	概ね1,000	
		ベンゼン	——	0.01以下	0.1以下	0.01以下	概ね1,000	
		クロロエチレン	——	0.002以下	0.02以下	0.002以下	概ね1,000	
		(参考) 1,4-ジオキサン	——	——	0.05以下	0.05以下	概ね1,000	
	(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	45以下	0.003以下	0.09以下	0.003以下	概ね80	○
		六価クロム化合物	250以下	0.05以下	1.5以下	0.02以下	概ね500	○
		シアン化合物	50以下	検出されないこと	1以下	検出されないこと	0.01以下※ ²	概ね80
		水銀及びその化合物	15以下	0.0005以下	0.0005以下	0.0005以下	概ね80	○
		うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		
		セレン及びその化合物	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下	概ね80	○
		鉛及びその化合物	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下	概ね80	○
		砒素及びその化合物	150以下	0.01以下	0.3以下	0.01以下	概ね250	○
		ふっ素及びその化合物	4000以下	0.8以下	24以下	0.8以下	概ね250	○
		ほう素及びその化合物	4000以下	1以下	30以下	1以下	概ね250	○
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	——	0.003以下	0.03以下	0.003以下	概ね80	
		チウラム	——	0.006以下	0.06以下	0.006以下	概ね80	
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	——	0.02以下	0.2以下	0.02以下	概ね80	
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	——	検出されないこと	0.003以下	検出されないこと	概ね80	
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	——	検出されないこと	1以下	——	概ね80	

※¹: 1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレンの合計)

※²: シアン化物イオン及び塩化シアン